

あけまして
おめでとう
ございます



宮澤会計

News

〒141-0031
東京都品川区西五反田
8-3-13 第2白川ビル5F
TEL 03 (3494) 8121
FAX 03 (3494) 8122
<http://miyazawa.kaikei-shi.com>
e-mail:info@miyazawa.kaikei-shi.com

1月

(睦月) JANUARY

1日・元旦 12日・成人の日

日	月	火	水	木	金	土
.	.	.	.	1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

ワンポイント 不服申立制度の見直し

現在、国会で審議中の行政不服審査法の見直しに伴い、国税の不服申立制度も見直される予定です。不服申立期間を税務署等の処分があったことを知った日から3月以内（現行2月以内）に延長、再調査請求（現行の「異議申立」）の決定を経ずに審査請求できる期間を2月（現行3月）に短縮、等の内容となっています。

1月の税務と労務

- 国 税 / 給与所得者の扶養控除等申告書の提出
本年最初の給与支払日の前日
- 国 税 / 報酬、料金、地代、家賃等の支払調書の提出
2月2日
- 国 税 / 源泉徴収票の交付、提出
2月2日
- 国 税 / 12月分源泉所得税の納付（納期の特例を受けている事業所は7～12月分）
1月13日
上記の納期の特例適用者で、納期限の特例に関する届出書を提出している場合
1月20日
- 国 税 / 11月決算法人の確定申告
（法人税・消費税等）
2月2日
- 国 税 / 5月決算法人の中間申告
2月2日
- 国 税 / 2月、5月、8月決算法人の消費税の中間申告
（年3回の場合）
2月2日
- 地方税 / 固定資産税の償却資産に関する申告
2月2日
- 地方税 / 給与支払報告書の提出
2月2日

年金と雇用保険等の 保険給付との調整

特別支給の老齢厚生年金（以下、年金という）の受給権者が、退職後失業認定を受けて求職活動をするときには基本手当が支給されます。

この基本手当を受けるときは、受給資格者（基本手当を受けられる人）が住所地のハローワークに求職の申込みをした月の翌月から基本手当の所定給付日数を受け終わったときまたは受給期間（原則として離職日の翌日から一年）が満了する月までの間、年金は全額支給停止となります。この期間には、待機期間、給付制限期間及び基本手当を受給した日も含まれます。

したがって、たとえば一日でも基本手当を受けてしまうと、一カ月分の年金が支給停止となり、反対に基本手当を受けたとみなされる日が一日もない月等は年金は全額支給されることとなります。

なお、基本手当の所定給付日数を受け終わったときまたは受給期間が満了したときに、それまで支給停止されていた老齢厚生年金の支給停止解除期間の事後精算が行われ、一定以上年金が停止されていた場合には、その月分の年金が戻ってきます。

以下、年金と雇用保険・健康保険からの給付の調整について解説します。

Q₁ 基本手当の額が低いとき

定年後継続雇用制度を利用して短時間労働者として働いていました。給与が定年時に比べて半額程度に下がったため基本手当はかなり低いと思います。できれば年金を受けたいのですが、それはできませんか。

A

年金は、生涯の標準報酬月額等を平均した額を基礎に計算されるのに対し、基本手当は離職直前の六カ月の賃金を基礎に計算されますので、通常は年金額より基本手当の額が高くなる場合が多いと思われる。しかし、短時間労働者として低賃金で就労している場合などは、年金額より基本手当の額が低くなる場合もあります。

再就職の意思があり年金を選択する場合は、失業の認定を受けずに、年金を受けながらハローワークなどで求職活動をする方法もあります。ハローワークで失業の認定を受けると、原則として年金の全額が支給停止となりますので、注意が必要です。

ちなみに、基本手当は、離職により被保険者の資格喪失の確認を受け、労働の意思及び能力があるにもかかわらず職業に就くことができない状態にあり、原則として離職の日以前二年間に、雇用保険の被保険者期間が通算して一二月以上あることという要件を満たさなければ支給されません。

Q₂

繰上げ受給の老齢基礎年金と基本手当との調整

もうすぐ定年を迎えます。国民年金に加入した期間が長いこともあり、六〇歳になったらすぐに老齢基礎年金を繰上げ請求したいと思っています。この場合、老齢基礎年金と基本手当は支給調整されるのですか。

A

基本手当と支給調整が行われるのは、老齢または退職を支給事由とし、六五歳未満の人に支給される次の年金です。したがって、六〇歳から老齢基礎年金を繰上げ受給しても基本手当との調整は行われません。

老齢厚生年金

国家公務員共済組合法による

退職共済年金

地方公務員等共済組合法による

退職共済年金

私立学校教職員共済法による

退職共済年金

Q₃

年金と傷病手当の支給調整

定年後すぐに求職の申込みをし

たのですが、ケガをして入院することになりました。当分の間働くことはできません。このような場合、年金と傷病手当とは併給されるのですか。

A

傷病手当は、受給資格者が離職後住所地のハローワークに求職の申込みをした後引き続き一五日以上（一五日未満の場合は基本手当が支給される）傷病のため職業に就くことができない場合に、基本手当に代えて支給されるものです。傷病手当（支給額は基本手当と同額）は、年金との調整においては基本手当に含まれないこととされていますので、年金と傷病手当は併給されません。

Q₄

遺族厚生年金と基本手当との支給調整

夫が亡くなり、遺族厚生年金を受給している五九歳の女性です。もうすぐ六〇歳の定年となりますが、再就職を考えています。定年後求職活動を始めたときは、遺族厚生年金と基本手当の支給調整は行われるのですか。

私は、二十代後半で結婚し、その後家庭に入りましたので、厚生年金保険の被保険者期間は通算しても一〇年ほどです。

A

遺族厚生年金を受給しながら働いている受給権者が、定年で退職すると、新たに本人の年金（一〇年分）の受給権も発生します。しかし、六五歳未満の者が受ける遺族厚生年金と年金は併給されませんので、いずれか一方を選択しなければなりません。この場合、以下の理由から引き続き遺族厚生年金を受けたほうがかなり有利であると思われます。

年金と基本手当は併給調整されませんが、遺族厚生年金と基本手当間には支給調整の規定がないため併給されます。

Q₂のとおり、基本手当との調整対象となる年金は、老齢または退職を支給事由とする年金で、六五歳未満の人に支給されるものです。

したがって、六五歳以上の人に支給される老齢に関する年金（老齢厚生年金、老齢基礎年金（繰上げ支給の老齢基礎年金を含む）、退職共済年金）、障害に關

する年金（障害厚生年金、障害基礎年金、障害共済年金）及び死亡に関する年金（遺族厚生年金、遺族基礎年金、遺族共済年金）は調整の対象とはなりません。

老齢に関する年金は雑所得として課税対象になりますが（質問の女性の場合は年金額が少ないので非課税になると思われます）、遺族厚生年金は非課税です。

Q₅

資格喪失後の傷病手当金と年金との調整

資格喪失後の継続給付として傷病手当金を受けられる人には、年金が支給されるのですか。

A

資格喪失後も健康保険から傷病手当金を受けている人が、老齢または退職を支給事由とする年金給付（老齢退職年金給付）を受けることができれば、傷病手当金は支給されません。

ただし、老齢退職年金給付額（老齢退職年金給付が二以上あるときは、その合算額）が傷病手

当金を下回る場合に限り、その差額が支給されます。

Q₆

年金と就業手当との調整

就業手当を受ける場合、年金は支給調整されるのですか。

A

就業手当は、就職日の前日までの失業の認定を受けた上で、就職日から受給期間満了日までの基本手当の支給残日数が所定給付日数の三分の一以上、かつ、四五日以上あることなどの要件を満たした人が、一日四時間、一週四日、週の労働時間が二〇時間以上であり、かつ、再就職手当に該当しない（二週間の雇用契約とか六カ月間の雇用契約などで働くこと）就労形態で職業に就いた場合に支給される雇用保険の保険給付のひとつです。

この就業手当（基本手当日額の三割相当額）が支給された日については、基本手当は受給したものとみなされますが、年金との支給調整はありません。

中国残留邦人等への 支援給付

平成20年4月から、中国残留邦人等をサポートする目的で、次の支援給付が実施されています。

満額の老齢基礎年金を受給できる制度

この制度は、国が、一定要件を満たした中国残留邦人等に対し国民年金の保険料相当額の一時金を支給し、その中から未拠出分の保険料を国が代わって追納して、満額の老齢基礎年金を受給できるようにするというものです。

補完する支援給付制度

を補完する生活支援として、一定要件を満たした人が必要とするときには、生活、住宅、医療、介護、出産、生業、葬祭に係る各支援給付（教育扶助はなし）が、個々の世帯に応じて行われます。

これは、老齢基礎年金の満額支給の対象となる中国残留邦人等とその配偶者で、世

帯の収入が一定未満の人には、それを補完する支援給付として、従来の生活保護に代え、新たに生活支援給付等を行うというものです。この場合、満額の老齢基礎年金についてはその全額、厚生年金保険等その他の収入がある人についてはその3割を収入とみなさないこととするため、その分従来の生活保護（収入額により支給額が減額される）よりも給付額が多くなります。

申請は、申請書（都道府県、市区町村の担当窓口、厚生労働省中国孤児等対策室にある）に必要事項を記入し、必要書類を添付して下記に郵送すること等により行います。受付期間は、平成20年1月1日現在において、帰国後1年を経過している人は平成20年1月1日から5年間、帰国後1年未満の人は1年経過後から5年間です。

〒100-8916

東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省社会・援護局援護企画課
中国孤児等対策室

出産費用貸付制度

被保険者や被扶養者が出産する際、それに要する費用が必要であるときには、出産育児一時金等が支給されるまでの資金として、一万円を単位として、二八万円を限度に、被保険者が希望する額が無利子で貸りられる出産費用貸付制度があります。

この貸付制度を利用できる人は、(1) 出産予定日まで一カ月以内の人か、(2) 妊娠四カ月以上で、医療機関等に一時的な支払が必要となった人です。申込みは、「出産費用貸付金貸付申込書」に、出産費用貸付金借用書、被保険者証または受給資格者票等、出産育児一時金支給申請書、母子手帳の写し、医療機関等が発行した出産費用の請求書等（前記(1)の人は不要）を添付して、協会けんぽ各支部に行います。

労働者名簿の調製

使用者は、事業の種類を問わず、各事業場ごとに、日雇労働者を除いたすべての労働者について、個々に労働者名簿（様式は問われない）を作成して、3年間保存しなければなりません。記載事項は次のとおりで、これは必要最小限度を定めるものですので、これ以外の事項を記入しても差し支えありません。また、この記載事項に変更があった場合は、遅滞なく、訂正しなければなりません。

氏名、生年月日、履歴（履歴書添付でも可）、性別、住所（本籍の記入は不要）、従事する業務の種類（常時使用する労働者が30人以上の事業場に限る）、雇入の年月日、退職の年月日及びその事由（退職の事由が解雇の場合は、その理由を含む）、死亡の年月日及びその原因。

使用者が労働者名簿の作成または訂正を怠った場合には、30万円以下の罰金が科されます。